

令和元年11月25日
労働政策審議会労働条件分科会

自動車運転者の労働時間等に係る専門委員会の設置について

1 設置趣旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)については、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)の国会附帯決議事項として、過労死防止等の観点から見直しを求められており、労働条件の基本事項として労働条件分科会において審議を行う。しかしながら、自動車運転者の多様な勤務実態や業務の特性等に応じ、産業・物流の状況も踏まえた検討を要するため、労働条件分科会の下に、新たに公労使の三者で構成される自動車運転者労働時間等専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置し検討を行う必要がある。

2 調査事項

- (1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の見直しに係る事項
- (2) その他、自動車運転者の健康確保、過労死防止や労働時間の短縮等に関し、必要な事項

3 組織

- (1) 専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)は、労働条件分科会長が指名する。
- (2) 専門委員会に属する委員等のうち、公益を代表するもの、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 運営

会議の招集、会議への欠席、議事等専門委員会の会議の運営については、専門委員会において別途定めることとする。